

(様式 16) 施設整備に関する基礎審査確認表

1 基本的性能に関する事項

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照 様式	提出 確認	市 確認
(1) 基本的性能	施設に求める基本的性能として、「官庁施設の基本的性能基準（国土交通省）」に基づいた下表に示す水準を採用する。				
	○建築環境総合性能：BEE 値 $\geq$ 1.0				
	○建築物のエネルギー消費性能：BEI $\geq$ 0.6				
	○耐震性能	*****	*****	**	**
	構造体：Ⅱ類				
	建築非構造部材：A類				
	建築設備：甲類				
(2) 社会性に関する性能		*****	*****	**	**
ア 地域性	本事業の方向性の一つとして「市民に親しまれる市場化の推進」を掲げており、本事業の実施に当たっては、「地域との連携」や「地域活性化への貢献」に資するよう配慮した整備に努める。				
イ 景観性	事業対象地は、川崎市景観計画において「丘陵部ゾーン」に位置づけられている。特に事業対象地の南側には「菅生緑地」があり、市場施設等の整備に当たっては、その緑豊かな景観との調和が図れるよう配慮した整備に努める。				
(3) 環境保全性に関する性能		*****	*****	**	**
ア 建築環境総合性能	本事業で整備する市場施設等は、「川崎市建築物環境配慮制度（CASBEE 川崎）」に基づく届出が必要となる。市では、「緑の保全・回復」、「地球温暖化防止対策の推進」、「資源の有効活用による循環型地域社会の形成」、「ヒートアイランド現象の緩和」の4つの重点項目を設定していることから、それらの取組に配慮した整備に努める。				
	総合性能評価となる環境効率（BEE 値）は1.0以上を取得する。				
イ 建築物のエネルギー消費性能	本事業で整備する市場施設等は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に示す、「誘導基準」を達成する。				
ウ 環境配慮技術の導入	本事業で整備する建築物は、市建築物における環境配慮標準を参考に、環境配慮技術の導入を積極的に努める。				
エ 地域生態系保全	事業対象地の南側一帯には、都市計画緑地「菅生緑地」が配置されるなど、周辺には良好な緑環境が保たれている。施設計画に当たっては、これらの緑環境に配慮し、既存樹木の保全等により、豊かな緑環境の形成に努める。				
(4) 安全性に関する性能		*****	*****	**	**
ア 特定室	耐震安全性の確保、電力の確保、空調機能の確保に配慮する特定室は、表に示すとおりとなっている。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
イ 防災性	火災、地震等による災害発生時には、容易かつ安全に避難することができる計画とする。				
	市場施設等は、大地震などによる災害発生時において、物資輸送の拠点として機能する計画とする。				
ウ 防犯性	情報セキュリティに関する計画は、「川崎市情報セキュリティ基本方針に関する規程」に基づく「川崎市情報セキュリティ基準」に沿った計画とする。				
(5) 機能性に関する性能		*****	*****	**	**
ア 市場機能	市場施設の特性を十分に理解し、円滑で効率良く利用できる市場機能を計画するとともに、輸出等の新たなニーズを踏まえるなど、市場機能を時代の変化に対応できるよう計画する。				
	将来において、今回整備する市場施設の再建替への対応に配慮した土地利用計画、施設配置計画、建築計画を行う。				
イ ユニバーサルデザイン	市場施設等の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れ、すべての利用者が円滑かつ快適に利用できるよう配慮する。				
ウ 衛生環境	食品の衛生管理に求められる「HACCP」の実現が可能な衛生環境を計画する。				

2 施設計画

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
(1) 配置計画		*****	*****	**	**
ア 青果・水産物・花き・関連商品売場の各部門施設	a) 青果部門と水産物部門の施設は、円滑な動線構築を考慮し、基本的にそれぞれが、平面的・断面的に独立性を有する別棟の建物による配置とする。				
	b) 各部門の施設（機能）は、複数階に分割して配置する。ただし、花き部門については、同一階に配置する。				
	c) 青果部門と花き部門の両部門は同一建物に配置することができ、水産物部門と関連売場部門の両部門は、同一建物に配置することができる。				
	d) 水産物部門と関連売場部門は、同一建物に配置しない場合、買出人の動線に配慮して近接した位置に配置すること。				
	e) 青果部門、水産物部門、関連売場部門の部門内機能の階別配置は、原則として下表を参考に配置する。ただし、市場機能連携施設とのより効果的な連携の実現や市場機能の更なる向上を図るために配置を合理的な範囲で変更した提案を行うことは可能とする。				
イ 管理部門施設	a) 管理事務所、会議室、中央監視室は、管理部門としての連携を考慮した位置に配置する。管理部門の施設はアに示す各部門と同一建物に配置することができる。				
	b) 多目的ホールを管理部門施設内に設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
ウ 付帯施設	c) 食品衛生検査所を管理部門施設内に設置する。				
	d) 場内関係団体等が使用する事務所を管理部門施設内に設置する。				
	a) 冷蔵庫施設及び製氷・貯氷施設は、水産物部門に隣接する位置に設置し、円滑な動線の確保に配慮する。				
	b) 定温倉庫は、青果部門に隣接する位置に設置し、円滑な動線の確保に配慮する。				
	c) 倉庫は、青果部門及び関連商品売場部門の各々に隣接する位置に設置し、円滑な動線の確保に配慮する。				
	d) 駐車場は、地上及び施設屋上に設置する。				
	e) 廃発泡スチロール処理施設、ごみ集積場は、市場内動線に配慮し、臭気等の影響が他施設に及ばない位置に設置する。				
	f) 電動車関連施設は、市場内動線に配慮し、各部門からの利便性に考慮した位置に設置する。				
	g) パレット置場は、各部門の物流動線に配慮した位置に設置する。				
(2) 構内通路・動線計画	a) 市場内の各施設、各部門の利用に当たって、利用者、車両、荷等の動線の交錯を少なくするなど、効率性の高い計画とする。				
	b) 市場関係事業者と一般利用者の動線を分離し、安全を確保する計画とする。				
	c) 市場機能連携施設の利用動線が市場内で混合する場合は、上記と同様の配慮を行う。				
	d) 障害者等のアクセスにも配慮し、バリアフリーや利用者の安全性確保に配慮すること。				
(3) 建替計画	a) 市場施設の建替は、市場の営業を停止することなく実施する。そのために、必要に応じて一時的に市場施設の仮移転等を行いながら、順次更新を行う。				
	b) 仮移転を行うに当たり、付帯事業者が市場機能連携施設用地に整備した施設を仮移転先に活用することを妨げない。その場合、市は仮移転中の当該施設に対する賃借料を支払うものとする。また、仮移転先として利用する間の当該施設の土地貸借は、一時使用目的の借地契約を締結する。				
	c) 市場施設の仮移転先として市場機能連携施設を活用する場合、市場機能連携施設を仮設市場として稼働させるために要する内装等の整備費用は本事業の事業費に含めるものとする。				
	d) 順次更新に当たっては、場内事業者の移転に係る負担を可能な限り軽減できる計画（ローリング計画）を提案すること。				
	e) ローリング計画の検討においては、将来的な機能更新や建替に際して新たな制限が生じないよう考慮する。				
	f) ローリング中の駐車場については、指定駐車場は概ね現状台数（大型 55 台、				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	中型 45 台、小型 1,020 台) を確保し、無指定駐車場は小型を概ね 480 台を確保するものとし、全体で概ね 1,600 台を確保するものとする。なお、設置する駐車場には、利用区分を表示するとともに、指定駐車場には、管理番号を表示する。 g) 主要機能（卸売場、仲卸売場、関連商品売場）の本移転を除く移転回数は原則 1 回までとする。 h) 現在駐車場として利用されている西側敷地等を活用し、順次ローリングを行う。 i) 西側 1 号棟、2 号棟は、先行して除却を行うことは可能とする。 j) 青果買荷保管所、水産買荷保管所（1～4）については、代替となる駐車場の確保により除却は可能とする。 k) 本事業の実施に合わせて、事業対象地内に東電 P G が設置している水沢変電所の移設を行う予定である。変電所の移設は東電 P G が行うことになるが、電力の切り回しに当たっては東電 P G と協議・調整を行い、円滑な切替に努めること。				
(4) 外装・内装計画		*****	*****	**	**
ア 共通事項	a) 建築材料等は、信頼性のあるものとするとともに、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保する。 b) 華美な仕上材や装飾を避け、清掃や補修、点検等の日常的な維持管理のしやすさに配慮した、シンプルかつ統一感のある計画とする。 c) 内外装計画は、コスト面も配慮しつつ、機能やデザインを考慮する。 d) 地震時の剥落、脱落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材（下地材含む。）とする。 e) 防水、防錆、防カビ、汚れ沈着の防止に配慮した仕上材、納まりとする。				
イ 外装	a) 周辺環境との調和を図るとともに、景観形成に配慮した計画とする。 b) 気候や運用面から維持管理が容易な素材を用いて、施設用途に相応しく周辺環境に配慮したデザインを計画する。 c) 漏水、金属系材料の腐食、木材の腐朽、鉄筋コンクリートの耐久性の低下、エフロレッセンス、仕上材の剥離・膨れ、乾湿繰り返しによる不具合、結露等に伴う仕上材の損傷等が生じにくいものとするとともに、修理が容易なものとする。				
ウ 内装	a) 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を使用せず、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施設の改修及び解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意する。 b) 工事完成后、「室内空気中化学物質の濃度測定マニュアル」（川崎市まちづくり局施設整備部）に則り測定を行う。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	c) 利用者、特に身体の不自由な利用者への安全性に配慮し、怪我をするおそれのある壁面や什器の角部や突起部等については、面取りやR加工をすること。また、ガラスや木材等の材料を使用する場合は、破損や劣化によって怪我をしないよう、使用部位や形状に注意する。				
	d) 内装は、各室の用途、機能、特性、メンテナンス性等を十分に検討し、それらに相応しい仕上げ、設えとする。				
	e) 燃えにくく有毒ガスを発生しない内装材を使用するとともに、諸室の用途に適した防災・防火性能を保持する。				
	f) 窓には、運用面を考慮し、適切に網戸を設置する。				
	g) 事務室、会議室等の居室には、カーテンまたはブラインド及びカーテンボックス、ピクチャーレール等を適宜設置する。				
	h) 「川崎市建築物等における木材の利用促進に関する方針」に基づき、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分により多くの木材を使用するなど、積極的に木材を利用し、国産木材の使用に努める。				
(5) 建具関係		*****	*****	**	**
ア 共通事項	各種建具は、各室の使用内容に応じた計画とし、数量、開口部の大きさ、各種仕様について、諸室計画で指定するもの以外は、使用目的、条件を考慮し設定すること。				
	a) 荷の搬送時の衝突等による衝撃で、破損しにくいものとする。				
	b) 省エネルギー化に配慮した断熱性能に優れた建具を使用すること。また、温度管理を行う諸室に設置する建具は温度管理に適した建具を使用すること。				
	c) シャッターは、障害物感知装置を設け、安全対策を講じること。				
	d) 建具の仕上げは、周囲の壁仕上げ、色彩、グレード感などと整合したものとする。				
	e) 鋼製のものは、下地を含め、防錆処理を行うこと。				
	f) 屋外に面する開口部、水産物部門に設置する金属製シャッターは、耐食性を高めた防錆シャッターとする。				
(6) サイン計画		*****	*****	**	**
ア 共通事項	a) サイン計画は、誰もがわかりやすく、すべての人に配慮した「ユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れたものとし、形状、色使い、文字サイズ等に配慮した視認性及び判読性の高いサインを設置する。				
	b) 「誰もが分かりやすい公共サイン整備に関するガイドライン（令和2年9月一部訂正）」（川崎市）に沿ったサイン整備を行う。				
	c) サインは、各施設や各室の配置及び機能又は名称等を表示し、統一性がある誰もがわかりやすいデザインとする。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
イ 一般サイン	d) 設置場所、サイン種別に応じたサイン計画を行い、適切な案内・誘導が行えるよう配慮する。				
	e) 広大な敷地及び施設を有し、大型車両をはじめとする多数の車両が行き交い、夜間の利用が多いなどの特性に十分配慮したサイン計画を行う。				
	f) 各種サインは、定期的な内容更新が容易な仕様とする。なお、サインの更新が必要となった場合は、場内事業者が設置する売場案内サイン等を除き、P F I 事業者が行う維持管理業務において更新を行う。				
	a) 北門及び南門付近には、現在設置しているサイン等を撤去し、市場名を表示する大型サインを設置するとともに、施設の配置を案内する総合案内サインを設置する。				
	b) 各部門の主要な出入口には、施設名を表示するサインを設置するとともに、施設概要を案内する総合案内サインを設置する。				
	c) 各部門施設には、各諸室へ誘導するサインを掲示するとともに、各諸室の出入口に室名表示サインを設置する。また、一般者の利用を想定する施設では、視覚や聴覚に障害のある利用者への配慮、多言語による表示を行う。				
	d) トイレ、階段、エレベーターの位置を示すサインは、遠くからでも視認できるよう、ピクトサインなどを用いたサインを見やすい位置に設置する。				
ウ 売場内サイン	e) 一般利用者を利用可能な施設へ適切に案内・誘導するとともに、立入りを制限するエリアへの進入を抑制するサインの表示位置や表示方法を工夫する。				
	f) 場内事業者が許可を得て利用する各室（区画）には、市が指定する管理番号を表示する。表示方法は、各室（区画）の特性に合わせて P F I 事業者が提案する。				
	a) 青果、水産物、花きの各卸売場の外部には、事業者名（店名等）を表示するサインの設置ができるよう、サイン表示基板を設置する。サインの設置及び更新は各卸業者が行う。				
	b) 青果、水産物、花きの各仲卸売場の仲卸業者が利用する平場（荷捌等）を除く各室（区画）には、事業者名（店名等）を表示するサインの設置ができるよう、サイン表示基板を設置する。サインの設置及び更新は各仲卸業者が行う。				
	c) 関連商品売場部門の各店舗には、事業者名（店名等）を表示するサインの設置ができるよう、サイン表示基板を設置する。サイン表示基板は店舗正面上部用（幅 1800mm 程度、高さ 300mm 程度）と突き出し型（幅 400mm 程度、高さ 200mm 程度）とする。サインの設置及び更新は各関連事業者が行う。				
	d) 各売場の施設及び店舗の配置を示す案内サインの設置ができるよう、売場内にサイン表示基板を設置する。サイン表示				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	基板は、近くで視認する形状と遠くからも視認できる形状の2種類とする。サインの設置及び更新は各事業者及び組合等が行う。				
エ 車両誘導サイン	a) 目的の場所へ荷物、車両、市場関係者を円滑に誘導できるよう、統一感のあるサイン計画を行う。				
	b) 入出荷車両等を適切な場所に誘導できるよう、部門ごとの区別、位置の区別が容易となるようサインの表示位置や表示方法を工夫し設置する。				
	c) 駐車場種別に応じた位置サイン、利用案内サインを視認しやすい位置に設置する。				
	d) トラック等の誘導案内は、遠くから視認でき、夜間においても視認できるよう配慮する。				
	e) サインの設置高さについては、積み上がった荷物や停車車両等の影響を受けない高さとする。				
(7) 維持管理計画	a) 耐久性に優れた建築工法や材料を採用し、ライフサイクルコストの低減を図る。				
	b) 本事業の維持管理業務との調整と整合を図り、作業面や費用面への影響を抑えつつ、支障なく維持管理が行える計画とする。				
	c) ライフサイクルコストの低減が確認できる、ライフサイクルコストの比較検討及び算定を行う。なお、算定に当たっての施設使用期間は、建設後 50 年程度とする。				

3 諸室計画

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	青果部門、水産物部門、花き部門、関連商品売場部門、その他付帯施設の各諸室に関する要求水準を以下に示す。なお、特に要求水準を示していない諸室の性能や仕様は、諸室の特性に合わせ、適宜計画する。	*****	*****	**	**
(1) 青果部門施設		*****	*****	**	**
ア 必要諸室	施設内に設置する売場等の必要諸室を下表に示す。基準面積は、卸及び仲卸エリアにおいては売場内の平面通路を含む面積とする。各必要諸室は、基準面積以上を確保すること。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
イ 共通事項	a) 青果部門は半閉鎖型施設を基本とし、鳥・害獣・昆虫・害虫・塵・埃の侵入を防止できる設備を設置する。				
	b) 施設内部と入荷エリア及び出荷エリアとの境は、外部空間と絶縁できるよう、平面計画を行い、搬出入口、関係者通用口を設けた壁構造とする。				
	c) 外部に面する搬出入口は有効幅 6.0m 以上、有効高 4.5m 以上とし、シートシャッター(内側)、金属製シャッター(外側)を設ける。				
	d) 低温化を行う部分は、指定する温度帯を維持できるよう、断熱性のある間仕切				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	壁や低温化設備等を設置するとともに、外壁面については必要な断熱措置を施す。				
	e) 低温化部分の常温部分との間の開口部は、断熱性のある建具、エアカーテン等を設置し、温度管理を行う。				
	f) 関係者通用口付近に、細菌やウイルスを売場内に持ち込まないよう、手洗い施設等を設置する。				
	g) 入荷エリアと出荷エリアの位置を分離するとともに、物流動線の交錯を避ける。				
	h) 場内事業者が「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を行うための環境整備が行いやすい構造とする。				
	i) 売場内へのトラック等車両（電動車を除く。）の乗り入れは想定しない。				
	j) 施設 2 階は大型トラック等が乗り入れ可能な幅員 8m 以上の車路を設置する。				
	k) 買出人等の荷の運搬用、人の移動用に、乗用エレベーター（2 基以上）を設置する。				
	l) 上下階に配置する諸室間をターレット及びフォークリフトを利用した荷の搬送が行えるよう、搬送用スロープを設置する。スロープは、安全に昇降が行える勾配、安全に昇降の分離が行える幅員とし、安全に転回できる踊場を設ける。				
	m) 卸売場、仲卸売場には、除害施設を設け、固形物及び油分が施設外の排水設備に流入しない構造とする。				
	n) 施設内の床面排水が屋外排水設備に流入しないように対策を行う。				
	o) 床面は、断熱化を図るとともに不陸やクラックの発生しにくい構造とし、滑りにくく、摩耗に強い無機系塗床材等を用いた仕上げとする。また安全面、衛生面に配慮し、日常的な洗浄や定期的な消毒が支障なく行えるようにする。				
	p) 出隅・入隅部は、清掃や維持管理に配慮した R 巾木を採用する。				
	q) 青果部門に配置する施設に応じて、適切な器具数を備えたトイレを設置する。				
	r) 青果部門の場内事業者数に対応する集合メールボックスを共用部等に設置する。				
	s) 売場等に、情報端子盤、放送設備（スピーカー）、電波時計設備を適宜設置する。				
	t) 諸室の設備及び整備区分については、「別紙 11 諸室整備区分表」に示す。				
ウ 入出荷エリア		*****	*****	**	**
(ア) 入荷エリア	a) 卸売場側の 1 階に設置する入荷エリアは、大型トラック 10 台以上が同時に駐車し、荷下ろしが行えるスペースを確保する。				
	b) 雨や日射の影響を受けないよう、出幅 10m 以上の屋根・庇等を設置する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	(イ) 出荷エリア	c) 大型トラックのウイング開閉が支障なく行えるよう、有効高 5.5m以上とする。				
		d) 入荷エリアで生じるごみや排水等が棟外の排水設備に流入しないよう対策を施す。				
		a) 1 階に設置する出荷エリアは、中型トラック 20 台以上が同時に駐車し、積込作業が行えるスペースを確保する。				
		b) 1 階に設置する出荷エリアは、大型トラックの利用を考慮し、ウイング開閉が支障なく行えるよう、有効高 5.5m以上とする。				
		c) 2 階に設置する出荷エリアは、中型トラック 20 台以上が同時に駐車し、積込が行えるスペースを確保する。				
		d) 雨や日射の影響を受けないよう、出幅 10m以上の屋根・庇等を設置する。				
	エ 卸売場		*****	*****	**	**
	(ア) 売場(荷捌区画・低温荷捌区画)、転配送区画、売場内事務所	a) 売場の有効高は 5.5m以上とする。ただし、部分的に梁下等は 4.5m以上とすることができる。				
		b) 床面排水は、適宜排水区画を設け排水する。				
		c) 売場内事務所は、入荷エリアに近い壁側に配置し、売場内事務所内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	(イ) 保管区画	a) 売場と近接する位置に荷を保管するスペースを確保する。区画内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	(ウ) 冷蔵庫設置区画	a) 売場と連続する位置に冷蔵庫を設置するスペースを確保する。冷蔵庫の設置は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	オ 仲卸売場		*****	*****	**	**
	(ア) 共通事項	a) 仲卸売場は以下の用途別に区画し、必要数を適宜設置する。	別添の Excel ファイルの様式に記入してください。			
		b) 入荷→加工調製・冷蔵庫・売場(荷捌、低温荷捌)→出荷の順で商品が移動することを想定した機能配置とする。				
		c) 売場内の通路は、幅員 4.0m以上とし、卸エリア及び出荷エリアに通じる主要な通路については、幅員 6.0m以上を確保する。				
		d) 売場に通じる搬出入口は、フォークリフト等の荷物の出し入れが行える高さを確保する。				
		e) 各区画及び通路の床面排水は、適宜排水区画を設け排水する。				
	(イ) 売場(荷捌区画・低温荷捌区画)、転配送区画	a) 売場内に荷物の仕分け等を行う荷捌区画、低温荷捌区画、転配送区画を適宜配置する。				
		b) 区画の有効高は 5.5m以上とする。ただし、部分的に梁下等は 4.5m以上とすることができる。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		c) 各区画は床面にライン表示（白線等）を行い、市が指定する管理番号を表示する。区画内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	(ウ) 売場(販売店舗区画)	a) 主に買出人向けに商品を販売する店舗を設ける。				
		b) 店舗の有効高は3.4m以上とする。出入口は、フォークリフト等の荷物の出し入れが行える高さを確保する。				
		c) 店舗内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
		d) 店舗の通路側には、金属製シャッターを設ける。				
	(エ) 保管区画	a) 売場と連続する位置に、荷を一時保管するための保管区画を確保する。区画内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	(オ) 冷蔵庫設置区画	a) 売場と連続する位置に、冷蔵庫を設置するための区画を確保する。冷蔵庫の設置は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	(カ) 加工調製区画	a) 売場と連続する位置に、加工やパッケージ作業を行うための区画を設置する。				
		b) 加工調製区画は低温荷捌区画と一体的に配置し、低温化エリアを形成する。				
		c) 床仕様はドライ利用エリアとして仕上げることを前提に、排水目皿の設置が可能となるよう排水設備を設置する。				
		d) 区画内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	カ 事務所		*****	*****	**	**
	(ア) 卸事務所	a) 卸売場に近接する位置に、卸売業者が利用する事務所を設置する。				
		b) 事務所は、卸業者1者の使用を前提とする。				
		c) 事務所はスケルトン状態で設置する。事務所内の間仕切、内装、設備設置等は場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
		d) 厨房設備の設置を想定した、給排水設備（除害施設を含む。）を設置する。				
	(イ) 倉庫兼事務所	a) 仲卸売場に近接する位置に、仲卸事業者が利用する倉庫兼事務所（天井高2.3m以上）を設置する。設置数は50程度とし、室面積は70㎡程度とする。なお、冷蔵庫設置区画等の上部（中2階部分）を利用し、設置することも可能とする。				
		b) 事務所はスケルトン状態で設置する。事務所内の間仕切、内装、設備設置等は場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
キ 休憩・自販機コーナー	a) 仲卸エリアに隣接する位置に、場内事業者等の休憩スペースを 2 か所設置する。面積は各 20 m ² 程度とする。				
	b) 休憩コーナーには、自販機 2 台を設置するスペースを確保し、必要となる電気設備等を設ける。				
ク 見学用スペース	a) 卸売場及び仲卸売場の見学に対応できる見学用デッキを設置する。見学用デッキは、売場内を一望できる位置に設置する。				
	b) 見学用デッキには、市場及び青果売場を案内する説明板を設置する。				
	c) 見学デッキ及び見学ルートは、バリアフリー対応を行う。				
ケ 付帯管理施設	管理施設の定温倉庫及び倉庫を青果部門施設に併設する。				
(ア) 定温倉庫	a) 温度及び湿度の管理が行える倉庫を設置する。				
	b) 倉庫は 1 室 100 m ² 程度とし、4 区画に分割する。				
	c) 温度帯は 10～20℃とし、区画ごとに温度管理を可能とする。				
	d) 各倉庫前に荷捌きスペース (25 m ² ×4) を設置する。				
	e) 定温化に必要な設備諸室を設置する。				
	f) 搬出入口には、シートシャッター等を設ける。				
(イ) 倉庫	a) 仲卸エリアに隣接する位置に倉庫を設置する。				
	b) 搬出入口には、金属製シャッター等を設ける。				
コ 設置設備の諸元		*****	*****	**	**
(ア) 人荷用エレベーター	a) 買出人等が荷運搬のために利用するエレベーターは、人荷用エレベーターとする。				
	b) カゴ寸法は、間口 1,400mm×奥行 1,350mm (定員 11 人) を基準とする。				
	c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
	d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				
(2) 水産物部門施設		*****	*****	**	**
ア 必要諸室	施設内に設置する売場等の必要諸室を下表に示す。基準面積は、卸及び仲卸エリアにおいては売場内の平面通路を含む面積とする。各必要諸室は、基準面積以上を確保すること。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
イ 共通事項	a) 水産物部門は半閉鎖型施設を基本とし、鳥・害獣・昆虫・害虫・塵・埃の侵入を防止できる設備を設置する。				
	b) 施設内部と入荷エリア及び出荷エリアとの境は、外部空間と絶縁できるよう、平面計画を行い、搬出入口、関係者通用口を設けた壁構造とする。				
	c) 外部に面する搬出入口は有効幅 6.0m 以上、有効高 4.5m 以上とし、シートシ				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	シャッター（内側）、金属製シャッター（外側）を設ける。				
	d) 低温化を行う部分は、指定する温度帯を維持できるよう、断熱性のある間仕切壁や低温化設備等を設置するとともに、外壁面については必要な断熱措置を施す。ただし、仲卸売場の店舗区画における低温化設備の設置工事は場内事業者が行う。				
	e) 低温化部分の常温部分との間の開口部は、断熱性のある建具、エアカーテン等を設置し、温度管理を行う。				
	f) 関係者通用口付近に、細菌やウイルスを売場内に持ち込まないように、手洗い施設や長靴消毒槽等を設置する。				
	g) 入荷エリアと出荷エリアの位置を分離するとともに、物流動線の交錯を避ける。				
	h) 場内事業者が「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」を行うための環境整備が行いやすい構造とする。				
	i) 売場内へのトラック等車両（電動車を除く。）の乗り入れは想定しない。				
	j) 施設 2 階は中型トラック等が乗り入れ可能な幅員 8m 以上の車路を設置する。				
	k) 売場上下階間、売場と買出人駐車場の荷の搬送用に、荷物用エレベーター（2 基以上）を設置する。				
	l) 買出人等の荷の運搬用、人の移動用に、人荷用エレベーター（2 基以上）を設置する。				
	m) 上下階に配置する諸室間をターレット及びフォークリフトを利用した荷の搬送が行えるよう、搬送用スロープを設置する。スロープは、安全に昇降が行える勾配、安全に昇降の分離が行える幅員とし、安全に転回できる踊場を設ける。				
	n) 搬送用スロープは、卸売業者 2 者の同等の利用が可能な位置に配置する。				
	o) 卸売場、仲卸売場には、除害施設を設け、固形物及び油分が施設外の排水設備に流入しない構造とする。				
	p) 床面は、断熱化を図るとともに不陸やクラックの発生しにくい構造とし、滑りにくく、摩耗や塩害に強い無機系塗床材等を用いた仕上げとする。また安全面、衛生面に配慮し、日常的な洗浄や定期的な消毒が支障なく行えるようにする。				
	q) 出隅・入隅部は、清掃や維持管理に配慮した R 巾木を採用する。				
	r) 売場等の床面排水が屋外排水設備に混入しないように対策を行う。				
	s) 仲卸売場を設置する 2 階床は、2 重スラブ構造とし、排水管及び除害施設を設置するビットとする。				
	t) 水産物部門に配置する施設に応じて、適切な器具数を備えたトイレを設置する。				
	u) 水産物部門の場内事業者数に応じた集合メールボックスを共用部等に設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	v) 売場等に、情報端子盤、放送設備（スピーカー）、電波時計設備を適宜設置する。				
	w) 諸室の設備及び整備区分については、「別紙 11 諸室整備区分表」に示す。				
ウ 入出荷エリア		*****	*****	**	**
(ア) 入荷エリア	a) 卸売場側の 1 階に設置する入荷エリアは、大型トラック 6 台以上が同時に駐車し、荷下ろしが行えるスペースを確保する。				
	b) 雨や日射の影響を受けないよう、出幅 7.0m 以上の屋根・庇等を設置する。				
	c) 大型トラックのウイング開閉が支障なく行えるよう、有効高 5.5m 以上とする。				
	d) 入荷エリアで生じるごみや排水等が棟外の排水設備に流入しないよう対策を施す。				
	(イ) 出荷エリア				
	a) 1 階に設置する出荷エリアは、主として量販店等への大ロットの配送を想定する。中型トラック 10 台以上が同時に駐車し、積込作業が行えるスペースを確保する。				
	b) 1 階に設置する出荷エリアは、大型トラックの利用を考慮し、ウイング開閉が支障なく行えるよう、有効高 5.5m 以上とする。				
	c) 2 階に設置する出荷エリアは、仲卸業者の小型配送や買出人等の積込を行う場所として、小型貨物車 20 台以上が同時に駐車できるスペースを確保する。				
	d) 雨や日射の影響を受けないよう、出幅 7.0m 以上の屋根・庇等を設置する。				
エ 卸売場		*****	*****	**	**
(ア) 売場	a) 売場は、常温区画、低温区画（加工調製含む。）に区分して整備する。				
	b) 売場は、卸業者 2 者の同等の利用が可能となるよう整備する。				
	c) 低温区画（加工調製含む。）は、温度帯、規模に合わせて、3 区分する。卸業者 2 者に区分する方法は、共用又は専用のいずれかとする。なお、出入口は卸業者別に設置する。				
	d) 売場と入荷エリア及び出荷エリアとの境は、外部空間と絶縁できるよう、平面計画に応じた搬出入口、関係者通用口を設けた壁構造とする。				
	e) 売場内に大型活魚車 2 台が乗り入れ可能な荷下ろしスペースを 2 か所設置する。荷下ろしスペースは幅 15m 程度、奥行 15m 程度、有効高 4.5m 以上とし、大型水槽の両側から大型活魚車が荷下ろしできるスペースを確保する。外部出入口には金属製シャッター、売場側にはビニールカーテン等を設置する。				
	f) 関係者通用口付近に、細菌やウイルスを売場内に持ち込まないよう、手洗い施設や長靴消毒槽等を設置する。				
	g) 売場の有効高は、4.5m 以上とする。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		h) 床面排水は、適宜排水区画を設け排水する。				
オ 仲卸売場			*****	*****	**	**
(ア) 共通事項	a) 仲卸売場は、売場（店舗区画）、売場（加工調製区画）、買荷保管所、買荷保管所（低温区画）に区分し、適宜設置する。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。				
	b) 売場内の通路は、幅員 4.0m以上とし、荷動線が集中する主要な通路については、幅員 6.0m程度を確保する。					
	c) 各区画及び通路の床面排水は、適宜排水区画を設け排水する。					
(イ) 売場(店舗区画、加工調製区画)	a) 店舗区画及び加工調製区画は、1 区画を 50 ㎡程度とし、店舗区画は 35 区画、加工調製区画は 5 区画を配置する。					
	b) 店舗区画の面積 50 ㎡は、常温 (22.5 ㎡)、低温 (22.5 ㎡)、加工調製 (5.0 ㎡)を複合したものとして考える。なお、店舗区画は、場内事業者が行う低温化整備が可能となるよう断熱等に配慮する。					
	c) 店舗区画及び加工調製区画の有効高は、3.4m以上とする。出入口は、フォークリフト等の荷物の出し入れが行える高さを確保する。					
	d) 店舗区画及び加工調製区画は、必要に応じて 2 分割利用が行える仕様とする。					
	e) 床仕様はウエット利用エリアとして仕上げることを前提に、衛生管理及び維持管理に配慮した床排水設備を設置する。					
	f) 区画内の間仕切り工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。					
	g) 店舗区画及び加工調製区画の通路側に十分に通気性のある金属製シャッターを設ける。					
	h) 水産物部門のごみ集積場に近接する位置に、魚腸骨一時保管場所を設置する。魚腸骨一時保管場所は壁及び扉で閉じられた施設とし、臭気対策、空調設備等を設置し腐敗進行の抑制を行う。					
	i) 2 階床は、階下への漏水対策を行う。					
(ウ) 買荷保管所	a) 買荷保管所は、荷捌・保管区画、積込スペース、通路を適宜配置する。					
	b) 量販店向けの商品の仕分け、配送作業等を行うため、卸売場から荷が移動しやすい位置に配置する。					
	c) 荷捌・保管スペースは、1 区画 100 ㎡程度の平場を 16 区画確保する。					
	d) 買荷保管所内の通路は、幅員 4.0m以上を確保する。なお、売場面積に対する通路面積率は、40%程度を見込んでいる。					
	e) 積込スペースは、中型トラック 10 台以上が同時に駐車し、積込作業が行えるスペースを確保する。					
カ 事務所			*****	*****	**	**
(ア) 卸事務所	a) 事務所は、卸業者 2 者の利用を想定する。					

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	(イ) 倉庫兼事務所	b) 事務所はスケルトン状態で設置する。事務所内の間仕切、内装、設備設置等は場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
		c) 厨房設備の設置を想定した、給排水設備（除害施設を含む。）を設置する。				
		a) 店舗区画の上部（中2階部分）に、倉庫兼事務所（天井高2.3m以上）を確保する。				
		b) 設置数は、店舗区画数と同数の35室とし、面積は45㎡程度とする。				
		c) 倉庫兼事務所へは、下階の売場から直接上がれる階段を設置し、個別に利用できるものとする。ただし、階段の位置は衛生基準に配慮する。				
		d) 室内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	キ 休憩・自販機コーナー	a) 仲卸売場に隣接する位置に、場内事業者等の休憩スペースを2か所設置する。面積は各20㎡程度とする。				
		b) 休憩コーナーには、自販機2台を設置するスペースを確保し、必要となる設備を設ける。				
	ク 見学用スペース	a) 卸売場及び仲卸売場の見学に対応できる見学用デッキを売場中2階部に設置する。				
		b) 見学用デッキには、市場及び水産物売場施設を案内する説明板を設置する。				
		c) 見学デッキ及び見学ルートは、バリアフリー対応を行う。				
	ケ 設置設備の諸元		*****	*****	**	**
	(ア) 荷物用エレベーター	a) 主に荷運搬のために利用するエレベーターは、ターレットの乗り込みが可能な荷物用エレベーターとする。				
		b) カゴ寸法は、間口2,700mm×奥行3,500mm×高さ3,150mmを基準とする。				
		c) 荷物搬出入時にのみフォークリフトの乗り入れを可能とする。				
		d) 売場及び買出人駐車場のある階に着床するものとする。				
		e) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
		f) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				
	(イ) 人荷用エレベーター	a) 買出人等が荷運搬のために利用するエレベーターは、人荷用エレベーターとする。				
		b) カゴ寸法は、間口1,400mm×奥行1,350mm（定員11人）を基準とする。				
		c) 売場及び買出人駐車場のある階に着床するものとする。				
		d) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
		e) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
(3) 花き部門施設		*****	*****	**	**
ア 必要諸室	施設内に設置する売場等の必要諸室を下表に示す。基準面積は、卸及び仲卸エリアにおいては売場内の平面通路を含む面積とする。各必要諸室は、基準面積以上を確保すること。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
イ 共通事項	a) 花き部門は半閉鎖型施設を基本とし、鳥・害獣・昆虫・害虫・塵・埃の侵入を防止できる設備を設置する。				
	b) 花き部門の諸室は同一の階に配置する。				
	c) 入出荷エリアは他部門の動線と分離し、物流動線の交錯を避ける。				
	d) 売場施設内へのトラック等車両（電動車を除く。）の乗り入れは想定しない。				
	e) 花き部門施設を2階以上に設置する場合は、大型トラック等が乗り入れ可能な幅員8m以上の車路を設置する。また、買出人駐車場と別の階になる場合は、買出人等の荷の運搬用、人の移動用に、荷物用エレベーター（1基以上）、人荷用エレベーター（1基以上）を設置する。				
	f) エレベーターは、他部門からの利用と混在しにくい位置に設ける。				
	g) 外部に面する搬出入口は、有効幅6.0m以上、有効高4.5m以上とし、シートシャッター（内側）、金属製シャッター（外側）を設ける。				
	h) 低温化を行う部分は、指定する温度帯を維持できるよう、断熱性のある間仕切壁や低温化設備等を設置するとともに、外壁面については必要な断熱措置を施す。				
	i) 低温化部分の常温部分との間の開口部は、断熱性のある建具、エアカーテン等を設置し、温度管理を行う。				
	j) 卸売場と仲卸売場は、ビニールカーテン等で仕切れるようにする。				
	k) 床面排水は、適宜排水区画を設け排水する。				
	l) 卸売場、仲卸売場、加工調製区画及び関連商品売場は、除害施設を設け、固形物等が施設外の排水設備に流入しない構造とする。				
	m) 売場等の床面排水が屋外排水設備に混入しないように対策を行う。				
	n) 床面は、断熱化を図るとともに不陸やクラックの発生しにくい構造とし、滑りにくく、摩耗に強い無機系塗床材等を用いた仕上げとする。また安全面、衛生面に配慮し、日常的な洗浄が支障なく行えるようにする。				
	o) 出隅・入隅部は、清掃や維持管理に配慮したR巾木を採用する。				
	p) 花き部門に配置する施設の配置に応じて、適切な器具数を備えたトイレを設置する。				
	q) 売場等に、情報端子盤、放送設備（スピーカー）、電波時計設備を適宜設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
ウ 入出荷エリア	r) 諸室の設備及び整備区分については、「別紙 11 諸室整備区分表」に示す。				
	a) 花き部門の入荷及び出荷のエリアを同一空間に設置する。				
	b) 大型トラック 6 台以上が同時に駐車し、荷下ろしが行えるスペースを確保する。				
	c) 雨や日射の影響を受けないよう、出幅 7.0m 以上の屋根・庇等を設置する。				
	d) 大型トラックのウイング開閉が支障なく行えるよう、有効高 5.5m 以上とする。				
エ 卸売場	a) 売場と入出荷エリアとの境は、外部空間と絶縁できるよう、平面計画に応じた搬出入口、関係者通用口を設けた壁構造とする。				
	b) 売場の有効高は、4.5m 以上とする。				
	c) 物流動線に応じた通路を設置する。通路は、幅員 4.0m 以上とする。				
	d) 売場内は場内事業者が取扱品目等に応じた間仕切等を行う。				
	e) 事務所は売場に隣接してスケルトン状態で設置する。事務所内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
オ 仲卸売場	a) 仲卸売場は、2 事業者の利用を前提に計画する。				
	b) 売場の上部（中 2 階部分）に、各店舗から直接つながる倉庫兼事務所を配置する。				
	c) 売場の有効高は、2.9m 以上とする。出入口は、フォークリフト等の荷物の出し入れが行える高さを確保する。				
	d) 倉庫兼事務所の有効高さは、2.3m 以上とする。				
	e) 仲卸売場に隣接する位置に、加工調製区画を配置する。加工調製区画は、事業者が設置する花束加工ライン設備（延長 20m 程度）が可能な形状とする。				
	f) 仲卸売場店舗、倉庫兼事務所及び加工調製内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
カ 買荷保管所	a) 卸売場と仲卸売場と一体的に利用できる荷の保管所を設置する。				
	b) 買荷保管所は、3 事業者の利用を前提に 3 区画に分割する。				
	c) 買荷保管所（低温区画）は、各売場の低温区画と隣接する位置に配置する。				
	d) 保管所の有効高は、2.9m 以上とする。出入口は、フォークリフト等の荷物の出し入れが行える高さを確保する。				
キ 関連商品売場	a) 花き資材を扱う関連商品店舗を花き部門施設内に配置する。				
	b) 店舗数は 2 とし、店舗面積は 1 店舗当たり 50 m ² 程度を基準とする。				
	c) 売場の有効高は、2.9m 以上とする。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	d) 店舗の上部（中2階部分）に、各店舗から直接つながる倉庫（50㎡程度）を設置する。				
	e) 倉庫の有効高は、2.3m以上とする。				
	f) 店舗内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	ク 設置設備の諸元	*****	*****	**	**
	(ア) 荷物用エレベーター	a) 主に荷運搬のために利用するエレベーターは、花き用台車（1,055mm×1,285mm）の乗り込みが可能な荷物用エレベーターとする。			
		b) カゴ寸法は、間口 2,700mm×奥行 3,500mm×高さ 3,150mm を基準とする。			
		c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。			
		d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。			
	(イ) 人荷用エレベーター	a) 買出人等が荷運搬のために利用するエレベーターは、人荷用エレベーターとする。			
		b) カゴ寸法は、間口 1,500mm×奥行 1,800mm（定員 17 人）とし、ドアは 2 枚戸片引きを基準とする。			
		c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。			
		d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。			
(4) 関連商品売場部門施設		*****	*****	**	**
ア 必要諸室	施設内に設置する売場等の必要諸室を下表に示す。基準面積は、専用面積を示す。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
イ 共通事項	a) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等は、スケルトン整備とし、室内の間仕切工事、内装工事、設備工事は、場内事業者が行うため、それら工事の実施に配慮した仕上げ、設備配管とする。				
	b) 天井高は 3.0m 以上とする。				
	c) 荷運搬用の共用通路の幅員は 4.0m 以上とする。				
	d) 入出荷時に、雨や日射の影響を受けないよう、出幅 7.0m 以上の屋根・庇等を設置する。				
	e) 施設 1 階は大型トラックによる入出荷が可能なスペースを設置し、施設 2 階は中型トラック等が乗り入れ可能な幅員 8m 以上の車路を設置する。				
	f) 物販店舗の通路側の建具は金属製シャッターを設置する。				
	g) 関連商品売場部門は一般利用者の利用に配慮した計画とする。				
	h) 買出人用駐車場の一部、一般来場者駐車場は、関連商品売場部門に近接する位置に配置する。				
	i) 買出人等の荷の運搬用、人の移動用に、人荷用エレベーター（2 基以上）を設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	j) 通路等に、情報端子盤、放送設備（スピーカー）、電波時計設備を適宜設置する。				
	k) 関連商品売場部門に配置する施設の配置に応じて、適切な器具数を備えたトイレを設置する。				
	l) 関連商品売場部門の廊下等共用部は、空調設備を設置する。				
	m) 諸室の設備及び整備区分については、「別紙 11 諸室整備区分表」に示す。				
ウ 物販店舗	a) 店舗区画数は 42 区画程度とし、区画面積は 50 m ² 程度を基準とする。なお、13 区画については 2 分割（25 m ² 程度）利用ができるようにし、最大の区画数を 55 程度確保する。				
	b) 店舗 5 区画は、飲食店利用が可能となるよう、飲食店舗と同様に排水設備（除害施設を含む。）を設置する。				
	c) 店舗の上部には、倉庫兼事務所を併設する。				
	d) 一般消費者需要にも対応する店舗については、水産物部門と同一建物に設置する場合は、水産物部門の仲卸売場と同一階への配置とし、同一建物に配置しない場合は、1 階への配置とする。				
エ 飲食店舗	a) 店舗区画数は 9 程度とし、区画面積は 35～40 m ² 程度を基準とする。				
	b) 残渣、油脂等が店舗外の排水管に流入することがないように、店舗区画内にグリストラップ等の除害施設を設置する。除害施設は、場内事業者が日常的に清掃管理を行える設置位置及び仕様とする。				
オ 関連事業者等事務所	a) 場内関係団体、関連事業者、その他場内事業者が使用する事務所を設置する。				
	b) 各室面積は、50 m ² 程度を基準とし、各室の間仕切等は変更が容易なものとする。				
カ 事業者用倉庫	a) 場内事業者が使用する倉庫を設置する。				
	b) 1 区画の面積は 75 m ² 程度を基準に 10 区画を配置する。なお、間仕切壁の位置を変更することで、規模の変更が行えるよう対応する。				
キ 倉庫 A	a) 関連事業者が共同利用する倉庫を関連商品売場内に設置する。				
	b) 出入口には、金属製シャッター等を設ける。				
ク 倉庫 B	a) 関連事業者が許可を得て専用利用する倉庫を関連商品売場内に設置する。				
	b) 倉庫は、1 区画 40 m ² 程度とし、20 区画とする。関連商品店舗売場と同様に上下 2 層に配置する。				
	c) 出入口には、金属製シャッター等を設ける。				
ケ 休憩・自販機コーナー	a) 施設利用者等の休憩スペースを 1 か所設置する。面積は 20 m ² 程度とする。				
	b) 休憩コーナーには、自販機 2 台を設置するスペースを確保し、必要となる電気設備等を設ける。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
コ	設置設備の諸元		*****	*****	**	**
	(ア) 人荷用エレベーター	a) 買出人等が荷運搬のために利用するエレベーターは、人荷用エレベーターとする。				
		b) カゴ寸法は、間口 1,500mm×奥行 1,800mm (定員 17 人) とし、ドアは 2 枚戸片引きを基準とする。				
		c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
		d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				
(5) 管理部門施設			*****	*****	**	**
ア	必要諸室	施設内に設置する必要諸室を下表に示す。面積は、専用面積を示す。なお、共用施設（廊下、階段、トイレ、設備諸室等）を適宜設置する。各必要諸室の面積は、関連商品売場については基準面積以上、その他の諸室については基準面積程度を確保すること。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
イ	共通事項	a) 管理部門は、一般利用者の利用に配慮した計画とする。				
		b) 管理事務所、食品衛生検査所、多目的ホール及び施設管理諸室には、電話及び情報通信の設置が行えるよう配管及び配線を行う。				
		c) 管理部門の管理事務所、食品衛生検査所、多目的ホール、交流展示ホール、中央監視室・防災センター、守衛室、廊下等共用部は、個別に温度管理が可能な空調設備を設置する。				
		d) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等の電気設備は、区画ごとに個別電力計を設け、分電盤を設置する。分電盤から先の工事は場内事業者が行う。				
		e) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等の給水設備は、区画ごとに個別契約を行うものとする。整備はメーター用止水栓までとし、水道メーター設置を含む止水栓以降の工事は場内事業者が行う。				
		f) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等のガス設備は、区画ごとに個別契約を行うものとする。整備はメーター用ガス栓までとし、ガスメーター設置を含むガス栓以降の工事は場内事業者が行う。				
		g) 諸室の設備及び整備区分については、「別紙 11 諸室整備区分表」に示す。				
ウ	管理事務所		*****	*****	**	**
	(ア) 事務室等	a) 市場に配置する市職員及びPFI事業者職員が執務を行う事務室を設置する。				
		b) 事務室において執務を行う市職員人数は 29 人程度とし、PFI事業者職員（3 人程度）の執務スペースは、パーティション等で区画する。				
		c) 事務室内に、ミーティングスペース、給湯設備を備えたコーナーを設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	d) 事務室に隣接する位置に市場長室を設置する。				
	e) 事務室等の床はOAフロア、タイルカーペット仕上げとする。				
	f) 市場長室の出入口は、共用廊下側と市事務所側に設ける。				
	g) 市場長室に隣接する位置に応接兼会議室（定員 12 人）を設置する。				
	h) 応接会議室の出入口は、共用廊下側と市場長室側に設ける。				
	i) 場内に設置した監視カメラの映像をモニターする装置、操作盤を設置する。				
	j) 「別紙 20 調達対象什器等」に示す、什器及び家具を調達し、配置する。				
(イ) 会議室	a) 室面積 50 m ² 程度（定員 30 人）の会議室を 1 室、20 m ² 程度（定員 12 人）の会議室を 2 室設置する。				
	b) 「別紙 20 調達対象什器等」に示す、什器及び家具を調達し、配置する。				
(ウ) 更衣室	a) 事務室に隣接する位置に男女更衣室（各 20 m ² 程度）を設置する。				
	b) 「別紙 20 調達対象什器等」に示す、什器及び家具を調達し、配置する。				
(エ) 倉庫・文書庫	a) 事務室に近接する位置に倉庫・文書庫（50 m ² 程度）を 2 室設置する。				
	b) 事務室内から出入りが可能な倉庫・文書庫（40 m ² 程度）を 1 室設置する。				
	c) 「別紙 20 調達対象什器等」に示す、什器及び家具を調達し、配置する。				
(オ) 設備機器室	a) 通信ケーブル等を引込、電話交換機等の機器を収納する室を設置する。				
エ 食品衛生検査所		*****	*****	**	**
(ア) 諸室配置	a) 食品衛生検査所の諸室の計画は、「別紙 12 食品衛生検査所のレイアウト案」を参考とする。				
	b) 食品衛生検査所は、資料のある普及啓発室を設けるため、低層階に配置する。				
	c) 事務室及び共用廊下の一部から検査室の様子が見えるよう、壁やドアの上部をガラス張りとする。				
	d) 仮眠室、検査室、普及啓発の市民利用室があるため、食品衛生検査所における各所室は共用廊下等で区切られない、まとめられたゾーニングとする。				
	e) 準備室は共用廊下、事務室、前室、理化学検査室へ出入りできるようにする。				
	f) 前室は準備室、事務室、理化学検査室、微生物検査室へ出入りできるようにする。				
	g) 滅菌室は微生物検査室へ出入りできるようにするとともに、廃棄物の処理のため外部へも直接出られるようにする。				
	h) 滅菌室は廃棄物処理スペースに近接させる。				
	i) 普及啓発・資料室は、事務室の受付を経由し利用できるようにする。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	j) 更衣室・仮眠室、浴室等、倉庫は事務所より出入りできるようにする。				
(イ) 共通事項	a) 設置機器に応じた電源を確保する。				
	b) 事務室及び検査室に電話設備を設置する。				
	c) 検査室及び付室の床、壁及び天井の仕上げ材は、耐薬品性を有したものを利用する。				
	d) 各諸室セキュリティに十分に配慮する。				
	e) 感染症対策及び検査を行うに支障を来たさないよう採光（照度に配慮）及び換気機能を確保する。				
(ウ) 事務室	a) 執務者は7人程度とする。				
	b) 事業者等の受付エリアを設ける。				
	c) トイレ（男女共用洋大便器）を1か所設ける。				
	d) 給湯スペースとして冷蔵庫置場、キッチンを設置する。職員が執務を行う事務室を設置する。				
	e) 事務室の床はOAフロア、タイルカーペット仕上げとする。				
(エ) 更衣室・仮眠室	a) 男女2部屋とし、各室定員5名、仮眠スペース1か所を設置する。				
(オ) 浴室等	a) シャワー室、脱衣室、洗面台、洗濯機置場を含む。				
(カ) 準備室	a) 冷蔵庫置場、長靴洗浄スペース及び流し台を設置する。				
	b) 室内において外部仕様と内部仕様を明確に分離する。				
(キ) 検査室前室	a) 冷蔵、冷蔵庫置場、洗濯機置場及び緊急シャワーブースを設置する。				
(ク) 理化学検査室	a) 室内に機器室を設置する。				
	b) ドラフトチャンバーを1基設置するため、屋上等外部への排気ダクトを設ける。				
(ケ) 微生物検査室	a) 高電圧機器（オートクレープ）を設置する（バイオセーフティレベル2を確保する。）。				
(コ) 滅菌室	a) 高電圧機器（オートクレープ）を設置する（バイオセーフティレベル2を確保する。）。				
(サ) 普及啓発・資料室	a) 流し台を設置する。				
オ 多目的ホール	a) 室面積390㎡程度とし、可動間仕切等による2分割利用を可能とする。				
	b) 1室利用を想定した音響設備セット（ミキシングアンプ、無線マイク、有線マイク、スピーカー）、映像設備（プロジェクター、入力装置）を設置する。				
	c) 映像投影用スクリーンを部屋の利用形態に合わせ3か所に設置する。				
	d) 「別紙20 調達対象什器等」に示す、什器及び家具を調達し、配置する。				
	e) 隣接する位置に什器・家具を収納する倉庫（40㎡程度）を設置する。				
カ 交流展示ホール	a) エントランスに隣接した位置に、交流展示ホールを設置する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	b) 交流展示ホールの面積は、100 m ² 程度とする。				
	c) エントランスホールと一体的に利用できるように、開放的な空間とする。				
	d) 展示内容及び使用する什器については、北部市場、卸売市場のあらし、本事業による取組紹介などとし、P F I 事業者の提案とする。なお、展示内容は概ね3年ごとに更新する。				
キ 施設管理諸室		*****	*****	**	**
(ア) 中央監視室・防災センター	a) 中央監視室は、監視制御装置の保全性、安全性、拡張性等が確保できるように計画する。				
	b) 防災センターは、関係法令に定めるところにより火災報知設備、消火設備等の保全性、安全性、拡張性等が確保できるように計画する。				
	c) 防災センターは、不燃材料で区画し、延焼を防止できる室とし、避難階で、かつ、施設全体を管理しやすい位置に計画する。				
	d) 室面積は、100 m ² 程度とし、常駐する職員数は3人程度とする。				
	e) 維持管理業務において必要な什器・備品を適宜設置する。				
(イ) 守衛室	a) 北門からの車両進出入を確認できる位置に守衛室を設置する。				
	b) 守衛室には、休憩室、仮眠室、倉庫、トイレ・洗面を併設する。				
	c) 放送エリアを指定できる構内放送設備を設置する。				
	d) 場内に設置した監視カメラの映像をモニターする装置、録画装置、操作盤を設置する。				
	e) 南門守衛室については存置とするが、新たに設置する北門守衛室との連携を行えるよう、連携を行う設備等を設置する。				
	f) 維持管理業務において必要な什器・備品を適宜設置する。				
(ウ) 倉庫	a) 施設管理用備品等を収納する倉庫を設置する。				
	b) 屋外からの利用に配慮する。				
	c) 室面積は、50 m ² 程度とする。				
ク 関連商品売場(便益店舗)		*****	*****	**	**
(ア) 銀行	a) 金融機関利用を想定した店舗区画を設置する。				
	b) 店舗区画面積は、330 m ² 以上とする。				
(イ) 診療所	a) 診療所利用を想定した店舗区画を設置する。				
	b) 店舗区画面積は、60 m ² 以上とする。				
(ウ) 理容店	a) 理容店利用を想定した店舗区画を設置する。				
	b) 店舗区画面積は、30 m ² 以上とする。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認	
	(エ) 喫茶店	a) 喫茶店利用を想定した店舗区画を設置する。					
		b) 店舗区画面積は、60 ㎡以上とする。					
		c) 残渣、油脂等が店舗外の排水管に流入することがないように、店舗内に除害施設を設置する。除害施設は、場内事業者が日常的に清掃管理を行える設置位置及び仕様とする。					
	ケ 共用部			*****	*****	**	**
	(ア) トイレ	a) 管理部門に配置する施設の配置に応じて、適切な器具数を備えたトイレを設置する。					
		b) トイレには、車いす利用者が利用できる多機能トイレを併設し、オストメイト用設備、ベビーチェア等を設置する。					
	(イ) エレベーター	a) 乗用エレベーター（定員 13 人程度）を設置する。					
		b) エレベーターは福祉対応とし、乗降ロビー等は車いす利用者に配慮した計画とする。					
		c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。					
		d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。					
	(ウ) その他	a) エントランスホールに、市場施設の総合案内サインを設置する。					
		b) エントランスホールに、A T M設置コーナーを設置する。					
(6) その他付帯施設			*****	*****	**	**	
ア 冷蔵庫施設			*****	*****	**	**	
	(ア) 冷蔵庫	a) 保管方法は、「容積建て」と「一般保管」とし、出入口は諸室の広さに応じた戸数を設置する。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。				
		b) 温度帯は、容積建ては SF 級（-50℃以下）、F 級（-25℃以下）、C 級（±0℃前後）の 3 温度帯、一般保管は F 級、C 級の 2 温度帯とし、それぞれの規模は以下表を参考に設定する。					
		c) 一般保管 F 級は移動ラック式倉庫と平面倉庫の 2 種類の保管形態とする。					
		d) 移動ラック式倉庫のラックは 2 段積又は 3 段積の運用が可能な移動ラックを適宜設置する。					
		e) 保管方法により入出庫時の操作の区分ができる構造とする。					
		f) 1 階冷蔵庫施設はプラットフォームと同一高さ（床高 0.9m）とする。					
		g) 容積建て C 級、一般保管 C 級は基本的に 1 階に配置し、一般保管 F 級の平面倉庫 300 ㎡程度も 1 階に配置する。					
		h) 水産物部門の仲卸売場と接続する部分は、容積建てとする。					
		i) 入出庫のための荷捌きスペース、前室及びプラットフォームの合計 2,700 ㎡程度を利用形態に配慮した温度設定とし、適切に設ける。					

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	j) 一般保管は、冷蔵倉庫事業者が顧客の荷物を保管・管理・入出庫するため、冷蔵庫内の配置及び動線等について、冷蔵倉庫事業者が管理しやすいよう計画する。				
	k) 入出庫の開口部は基本的にドックシェルター方式とし、一部を防熱扉等による開閉方式とする。ドックシェルターは10基程度を設置する。防熱扉等の場合、外気温の影響を受けないようエアカーテン等を適宜設置する。				
	l) 入出庫の開口部側に、雨や日射の影響を受けないよう、出幅7m程度の屋根・庇等を設置する。				
	m) 入出庫の受付は1階とし、荷物受付を行う詰所(80～100㎡程度)を設置する。				
	n) 1階と他の階ごとに単独で着床する荷物用エレベーターと、各階に着床する荷物用エレベーターを設置する。また、各階に着床する人荷用エレベーターを設置する。				
	o) 躯体の防熱性能を維持することを優先し、計画する。				
	p) 冷凍機設備は、2階以上の維持管理が行いやすい位置に設置する。				
	q) 冷蔵庫の運営者が利用する事務所に施設内に設ける。面積は400㎡程度とする。				
(イ) 製氷・貯氷施設	a) 3t程度の製氷機を2台と6t程度の貯氷庫を冷蔵庫施設内又は近接する位置に設置する。				
	b) 水産物部仲卸売場から取り出しができるようにするとともに、その他の利用者が利用できるよう配慮する。				
(ウ) 荷物用エレベーターの諸元	a) 主に荷運搬のために利用するエレベーターは、ターレットの乗り込みが可能な荷物用エレベーターとする。				
	b) カゴ寸法は、間口2,700mm×奥行3,500mm×高さ3,150mmを基準とする。				
	c) 荷物搬出入時にのみフォークリフトの乗り入れを可能とする。				
	d) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
	e) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				
(エ) 人荷用エレベーター	a) カゴ寸法は、間口1,400mm×奥行1,350mm(定員11人)を基準とする。				
	b) エレベーターは福祉対応とし、乗降ロビー等は車いす利用者に配慮した計画とする。				
	c) 管制運転を可能とし、インターホン、監視カメラ、閉止ブザーを設置する。				
	d) 中央監視室・防災センターにおいて、運転監視が行える設備を設置する。				
ウ 電動車関連施設		*****	*****	**	**
(ア) 充電設備	a) ターレット、フォークリフト等の電動車を充電する設備を設置する。				
	b) 計画に当たっては、「別紙5 市場現況関連資料」に示す使用台数を参考とす				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	る。なお、将来的に市場内で利用するターレット、フォークリフト等を電動式に置き換えていくことを前提に計画する。				
	c) 充電設備は、各部門の施設内、電動車整備スペース内に適宜設置する。				
(イ) 整備スペース	a) 電動車を整備するスペースを確保する。				
	b) 必要なスペースは、電動車3台程度を同時に整備することができる規模とする。				
	c) トラック、電動車等の洗車設備を併設する。				
(ウ) 電動車駐機スペース	a) 各部門の施設内に電動車を駐機できるスペースを確保する。				
	b) 駐機スペースに併設して充電設備を適宜設置すること。				
(エ) 事務室	a) 事務室(185㎡程度)を併設する。事務室は2事業者が利用できるよう区分する。				
エ 廃発泡スチロール処理施設	a) 市場内で発生する廃発泡スチロールの減容処理を行う施設を設置する。				
	b) 発泡スチロール減容機(処理能力:約0.1013t/日、約0.0127t/時間)の設置を前提に計画する。処理能力は、令和元年度の処理量×将来取扱量69%を水産開市日約250日で除して算定している。なお、機器は施設使用者が設置する。				
	c) 産業廃棄物処理施設に該当するため、「川崎市廃棄物処理施設設置許可等に関する要綱」に基づき設置する。				
	d) 施設には、事務所、受入発泡スチロールの集積スペース、処理後のインゴットやペレットを保管するスペースを設置する。				
	e) 施設計画に当たっては、「別紙5 市場現況関連資料」を参考とする。				
オ ごみ集積場	a) 青果部門、水産物部門、花き部門、関連売場部門に隣接する位置にごみ集積場を設置する。				
	b) 施設の規模及び配置の計画に当たっては、場内で発生する廃棄物の量に関する「別紙5 市場現況関連資料」を参考とする。				
	c) ごみ集積場はごみ等が散乱しないよう、適切な処置を行うとともに、鳥獣被害に対する対策を施すこと。				
カ 清掃等用具等収納庫	a) PFI事業者は、維持管理業務の実施に当たって必要となる、清掃用具、備品等を収納する収納庫を施設計画及び清掃実施計画に応じ設置する。				
	b) 清掃従事者等の詰所、用具等の洗浄・乾燥室を設けることを可能とする。				

4 構造計画

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
(1) 構造計画全般に関する事項	a) 構造計画は、意匠設計及び設備設計と整合を図り、設計と条件及び要求性能を満たす構造体となるよう計画する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	b) 水平力に対する抵抗要素は、平面的及び立面的につりあいよく配置する。				
(2) 耐震安全性に関する性能	本施設は、災害応急対策活動に必要な施設として機能することが求められるため、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に規定する、以下の耐震安全性能を確保する。				
(3) 荷重に関する性能	建築物に作用する荷重及び外力については、実況に応じて、適切に設定する。				
	a) 施設、各室等に求められる性能に応じ、積載荷重を適切に設定する。				
	b) 青果部門、水産物部門、花き部門の売場施設、冷蔵庫施設の床計算用の積載荷重は、下表のとおりとする。大梁、地震力計算用の積載荷重は適宜設定する。なお、特定の荷重が生じる部分については設定荷重を適宜割増しする。				
	c) 建築基準法施行令第 85 条第 2 項で定める柱又は基礎の垂直荷重による圧縮力を計算する場合の、その支える床の数に応じた積載荷重の低減は、原則として行わない。				
	d) 建築基準法施行令第 86 条で定める雪下ろしによる荷重の低減は、原則として行わない。				
	e) 施工時の作業荷重による影響が想定される場合は、これを考慮する。				
(4) 構造形式	建築物の構造形式及び構造種別は、設計上考慮すべき荷重及び外力に対する構造体の性能の水準の確保のほか、規模、形状、経済性等を考慮し、P F I 事業者が提案する。				

5 設備計画

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
(1) 一般事項		*****	*****	**	**
ア 設備方式	a) 建築設備は、立地する地条件的条件及び施設の規模・用途に留意の上、施設が有すべき性能を確保できるように計画する。				
	b) 設備方式は、環境保全性、安全性、経済性、維持保全性及び耐用性について、総合的に検討して選定する。				
	c) 建築設備は、運転・監視・点検・保守、修繕等の維持管理を考慮して計画する。				
イ 設備諸室	設備諸室は、設備方式に応じた配置及び大きさを確保する。また、設備諸室は、設備の機能の確保、管理のしやすさ並びに将来の機器の増設、移設及び更新について、以下のとおり総合的に計画する。				
	a) 設備機器の設置場所は、信頼性、安全性、長寿命等の確保について検討する。				
	b) 設備スペース等は、安全性、省エネルギー・省資源、保全性、長寿命性等について検討する。				
	c) 主要な設備室の配置は、施設の用途、地震、津波等による災害時の機能維持等について検討する。				
	d) 設備諸室の大きさ及び形状は、主要機器の占有スペース、機器の搬入・搬出ス				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	ベース、保守管理のスペース、附属機器類の設置に必要なスペース、将来の設備容量の増強、更新時の機能維持を考慮した予備スペース等について検討する。				
(2) 電気設備		*****	*****	**	**
ア 電力設備		*****	*****	**	**
(ア) 基本事項	a) 電力設備は、電気事業法、建築基準法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全等が確保されるように計画する。				
	b) 設備方式は、次に掲げるところにより選定する。	*****	*****	**	**
	・必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討する。				
	・省エネルギー、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。				
	・施設の適切な運用及び保守管理が行えるものとし、適切な系統分け、計測、計量等が行えるように検討する。				
	c) 災害時においても、施設利用者の安全確保のために必要な電力設備の機能を確保できるように計画する。また、施設の役割、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる電力設備の機能が確保できるように計画する。				
	d) 設備容量、数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。				
	e) 盤類等は、業務内容、管理体制等を考慮して確実な操作が行え、高温、多湿の場所を避ける等、周囲環境に留意して配置を計画する。				
	f) 地下貯油槽、地中管路等は、不等沈下等のおそれがある場合、必要に応じて被害を防止するように計画する。				
	g) 将来のシステム更新、変更等に柔軟に対応可能な配管・配線スペース等を適切に計画する。				
(イ) 電力受給	a) 市場施設で利用する商用電力は、敷地内の水沢変電所からの受給とする。				
	b) 電力受給の冗長性を確保するために、敷地外に設置される別回路配電網からの受給についても確保する。				
	c) 受変電施設までの電路については、東電PGと協議し計画する。				
	d) 調達する電力は、再生可能エネルギー100%電力とする。				
(ウ) 電灯・コンセント設備	a) 電灯設備は、業務内容及び執務環境に応じて、適切な光環境及び電力供給の確保を図れるように計画する。				
	b) 照明器具は、以下のとおり計画する。	*****	*****	**	**
	・長寿命、高効率等を考慮する。				
	・室の用途、作業又は活動に応じて、照度、配光、グレア規制、演色性等を考慮する。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	・維持管理が容易に行えるように考慮する。				
	c) 照明器具の制御は、業務内容及び作業・執務環境に応じて、適切な方式を計画する。				
	d) コンセントは、業務内容、作業・執務環境等に応じた形式及び容量のものとし、適切な数量を計画する。				
	e) 青果部門、水産物部門、花き部門、関連商品売場部門の共用部に維持管理時に使用する電源ボックス（鍵付）を適宜設置する。				
	f) 水を扱う諸室等に設置するコンセント設備は、漏電対策に十分留意する。				
	g) 分電盤等は、負荷の中心に近く、保守及び点検が容易な場所に計画する。				
	h) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等の電気設備（動力含む。）は、区画ごとに個別電力計を設け、分電盤を設置する。分電盤から先の工事は場内事業者が行う。				
(エ) 動力設備	a) 動力設備は、動力機器への電力供給、空調設備、給水設備等が適切に運転できるように計画する。				
	b) 制御盤等は、負荷に近接し、保守及び点検が容易な場所に計画する。				
(オ) 電動車用充電設備	a) 電動車用充電設備（100V、200V）は、充電用の電力を安定的に供給できるものとし、保全性、電動車の使用状況等を考慮して適切に計画する。				
(カ) 電気自動車用充電設備	a) 電気自動車用充電設備は、国が掲げる新車販売の電動車 100%実現を鑑み、今後の電気自動車やプラグイン・ハイブリッド自動車の普及を前提とし、充電用の電力を安定的に供給できるものとするともに、利便性、保全性等を考慮して適切に計画する。				
	b) 公用車及び市民利用駐車場に、合計 10 台分のコンセントを設置する。また、将来の電気自動車普及を考慮して配管等整備まで合計 15 台分整備する。				
	c) 急速充電用は市民利用駐車場に 1 台以上整備する。公用車駐車場は 1 台分以上の中速 (10 k w) 以上の V2B 充電設備を設置する。				
	d) トラック等についても、今後の普及を想定し、将来的に充電設備の設置が行えるよう、検討を行い対応できるよう計画する。				
(キ) 雷保護設備	a) 雷保護設備は、建築物等への物的損傷及び人命の危険の低減を目的として計画する。				
(ク) 受変電設備	a) 受変電設備は、受電した電力及び構内で発電した電力を施設内の負荷に適した電圧で、安全かつ確実に供給するものとし、以下のとおり計画する。				
	・過負荷、短絡、地絡等の事故に対して適切な保護が行えるものとする。				
	・電力系統の監視及び制御が行えるものとする。				
	・電力損失の軽減を行えるものとする。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		b) 配電盤形式及び設置場所は、電力供給の信頼性、安全性、保全性、拡張性等を考慮して計画する。				
		c) 信頼性向上の対策として、施設の重要度、業務の内容等に応じて、幹線の二重化等を計画する。				
		d) 省エネルギーやメンテナンス性を考慮した機器を選定する。				
		e) 幹線設備として各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにする。				
		f) 電力使用量が容易に確認できるよう、各メーターの設置を行う。				
	(ケ) 発電設備	a) 発電設備は、商用電源途絶時の防災用、保安用として停電が許されない負荷等への電力供給を概ね 72 時間程度使用できるものとする。また、環境保全対策の推進を図るために分散形電源を設けることを計画する。				
		b) 発電設備の設置場所は、電力供給の信頼性、安全性、保全性及び発電容量を検討の上、計画する。				
		c) 内燃力発電装置は、防災用、保安用、業務用及び施設管理用として必要な負荷に電力を供給できるものとし、以下のとおり計画する。				
		・原動機の種別は、負荷容量、用途、燃料、信頼性等を総合的に検討の上、選定する。				
		・燃料の種別は、環境保全性、品質劣化、供給状況等に留意して選定する。				
		・騒音、大気汚染、振動等の抑制に配慮する。				
		d) 設置する発電機は、合計出力 1500kVA 程度を確保できるよう複数台に分けて設置し、同期運転、単独運転、相互バックアップ運転が行えるようにし、冗長性を確保する計画とする。				
		e) 自然エネルギーを利用した発電設備は、施設、地域の特性等に配慮し、エネルギーの有効利用が図れるシステムを計画する。				
		f) 太陽光発電装置は、以下のとおり計画する。	*****	*****	**	**
		・太陽電池アレイは、日照条件、方位角、傾斜角度、反射光、他設備機器の配置等の周囲条件、保守スペース、設置場所の運用等を考慮して、適切な場所になるように検討する。				
		・パワーコンディショナー等は、周囲環境、電力損失等を考慮して、適切な場所になるように検討する。				
		・上記の検討に当たっては、川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例及び同条例施行規則（令和 7 年度以降に施行予定）に定める設置基準に基づくものとする。				
		g) 商用電力系統と連系を行う発電装置は、電力の品質が適切に確保できるように計画する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	(コ) 構内線路	a) 地中線路は、建物への浸水防止、地震及び不等沈下によるせん断への対策を計画する。				
		b) 構内線路は、他の構内線路等と近接することによる相互の誘導、混触等の障害が生じないように計画する。				
		c) 外灯は、夜間の通行及び防犯上有効な配置とし、光害等を考慮して計画する。				
	イ 通信・情報設備		*****	*****	**	**
	(ア) 基本事項	a) 通信設備は、電気事業法、電気通信事業法、建築基準法、消防法、電波法等の関係法令の定めるところにより、施設利用者の安全等が図られるように計画する。				
		b) 設備方式は、以下に掲げるところにより選定する。	*****	*****	**	**
		・必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストを低減できるように検討する。				
		・省エネルギー、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境保全に資するシステムとなるように検討する。				
		・施設の適切な運用及び保守管理が行えるものとし、適切な系統分け、計測、計量等が行えるように検討する。				
		c) 災害時においても、施設利用者の安全確保のために必要な通信設備の機能を確保できるように計画する。また、施設の使用、業務内容等に応じて、ライフラインが途絶した場合においても必要となる通信設備の機能が確保されるように計画する。なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策上必要な通信設備の機能を確保できるように計画する。				
		d) 設備容量、数量等は、実績データ及び概略計算により算定する。				
		e) 主装置、盤類等は、業務内容及び管理体制を考慮して確実な操作が行え、高温、多湿の場所を避ける等、周囲環境に留意して配置を計画する。				
		f) 扱う情報の種別、情報量、業務内容等を把握の上、保全性及びセキュリティに考慮し、適切な信頼性を有するものを計画する。				
	(イ) 構内情報通信設備	a) 構内情報通信網設備は、情報の共有化、業務の効率化が図られるように計画する。				
		b) 構内情報通信網装置は、情報の種別、情報量、施設運用形態等に応じて、信頼性、保全性等を考慮して、システムの構築を計画する。				
		c) 構内情報通信網設備は、非常時においても必要な機能を確保できるように計画する。				
		d) 交流展示ホール及びエントランスホールに利用者が使用可能な公衆無線LAN設備（かわさきw i - f i）を設置する。また、P F I 事業者は市民利用が見込ま				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	れる諸室への設置を適宜提案する。なお、設備は事業者で整備し、施設利用者は無料で利用できるものとする。				
	e) 市管理事務所の電話機及び諸室へのLAN ケーブル敷設に関しては、諸室の利用方法、執務形態等を踏まえて適切に整備する。施設使用者が内装等を整備する諸室等については、施設使用者が適正に整備できるように空配管等の整備を行う。				
	f) 将来の更新・増設などにも容易に対応できるように計画する。				
(ウ) 構内交換設備	a) 構内交換設備は、必要とされる通信機能を確認し、業務の効率化及び行政サービスの向上が図られるように計画する。				
	b) 構内交換装置は、業務特性、運用管理方法、汎用性等を考慮して計画する。				
	c) 構内交換設備は、非常時においても必要な機能を確認できるように計画する。				
(エ) 情報表示設備	a) 情報表示設備は、マルチサイン装置、出退表示装置及び時刻表示装置により、施設利用者の利便性の向上が図られるよう、必要な情報表示が行えるものとする。				
	b) 情報表示装置は、視認性等を考慮した上で、保守及び点検が容易な場所に計画する。				
(オ) 映像・音響設備	a) 映像・音響設備は、会議室等において映像及び音声を多数の利用者が視聴できるように、用途、規模、仕上げ、収容人員等に応じて計画する。				
	b) 映像装置は、表示サイズ、表示内容等に応じて、方式、性能、形状等を計画する。				
(カ) 構内放送設備	a) 構内放送設備は、施設の用途及び規模に応じて、適切なゾーニングを行い、施設利用者等が音声を明瞭に聴取できるように計画する。				
	b) 非常放送装置と兼用とする。				
	c) 一斉放送、個別放送のほか、グループ設定による放送が可能な機器を選定する。				
	d) 構内放送設備は守衛室に設置する。				
(キ) 誘導支援設備	a) 誘導支援設備は、施設利用者が施設を利用しやすいよう適切に計画する。				
(ク) テレビ共同受信設備	a) テレビ共同受信設備は、テレビ電波受信状況、業務形態等に応じて、適切に受信及び分配できるように計画する。				
(ケ) テレビ電波障害防除設備	a) テレビ電波障害防除設備は、施設の建設により生ずるテレビ電波障害に対し、適切に対応できるように計画する。				
(コ) 監視カメラ設備	a) 監視カメラ設備は、監視対象、周囲環境等を考慮して計画する。				
	b) 監視対象は、敷地出入口、構内通路、各施設出入口、屋内通路、駐車場とし、各所の状況確認、車両及び人の移動経路を監視する。				
	c) 監視カメラ装置の方式は、監視カメラ台数、伝送距離等を考慮して選定する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照 様式	提出 確認	市 確認
		d) 監視カメラ装置のモニタリング、カメラ制御を行う機器を管理事務所及び守衛室に設置し、録画機器は守衛室に設置する。				
	(サ) 車両入退場管理設備	a) 市場内の保安警備の向上、よりスムーズな物流実現のため、全ての車両入退場口に車両ナンバー認識による入退場管理システムを導入し、入退場状況の確認及び記録ができるようにする。				
		b) 入退場状況の確認及び記録を行う機器は守衛室に設置する。				
	(シ) 駐車場管制設備	a) 買出人用、一般来場者用の駐車場出入口に駐車場管制設備を設置する。				
		b) 駐車場管制設備は、人と車両の安全確保、管理方法等を考慮して計画する。				
	(ス) 防犯・入退室管理設備	a) 防犯・入退室管理設備は、施設の用途及び業務内容に応じたゾーニングを施設管理者等と協議し、信頼性、利便性、拡張性等を考慮して計画する。				
	(セ) 火災報知設備	a) 火災報知設備は、自動火災報知設備、自動閉鎖設備、非常警報設備及びガス漏れ火災警報設備を関係法令の定めるところにより設置する。				
	(ソ) 防災無線	a) 管理部門施設内の管理事務所の事務室、中央監視室・防災センターには、防災デジタル系無線の設置が行えるよう計画する。				
	(タ) 中央監視制御設備	a) 電灯設備、動力設備、受変電設備、非常用発電設備、監視装置設備、自動火災報知設備、昇降機設備及び水質監視設備の監視、制御及び状態表示等の一元管理及びスケジュール管理等が可能な中央監視制御設備を設置する。				
	(チ) 集中検針設備	a) 電気等の使用量確認及び検針が可能な集中検針設備を設置する。				
	ウ 電気設備諸室		*****	*****	**	**
	(ア) 基本事項	a) 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画、機器の適正な配置及び維持管理に必要な面積を計画する。				
		b) 受変電設備、電力貯蔵設備、発電設備、通信設備の主装置等を設置する室（以下、「電気設備諸室」という。）の位置は、機器の搬入・搬出等が容易に行える場所に計画する。				
		c) 電気設備諸室は、施設の敷地条件、使用条件等に応じて、津波、洪水等により必要な電力及び通信網の途絶が起こらないように対策を計画する。				
		d) 電気設備諸室には、当該諸室に不必要な給排水管、雨水管、給排気ダクト、ガス管、油管等を、横断又は設置しないものとする。また、電気設備諸室は、水損被害を受けないようにトイレ、湯沸し室、厨房等の水を扱う室の直下階に配置しないように計画する。				
	(イ) 電気室	a) 電気室は、設備の信頼性、安全性及び保全性が確保できるように、受変電設備、電力貯蔵設備等を収容し、不燃材料で区画し、延焼を防止できる室とする。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		b) 電気室の室内環境は、機器からの発生熱量等に応じた換気又は空調によって、適切な温度が維持できるものとする。				
		c) 電気室は、構内配電線の引込み、幹線の経路等に応じた位置に計画する。				
	(ウ) 発電機室等	a) 発電機室は、設備の信頼性、安全性及び保全性が確保できるように、内燃力発電装置等を収容し、不燃材料で区画し、延焼を防止できる室とする。				
		b) 発電機室は、給排気及び燃料の供給が容易で、周囲に騒音、振動の影響を与えない位置に計画する。				
		c) 発電機室の室内環境は、運転時の機器からの発生熱量、燃焼空気量等に応じた換気によって、適切な温度が維持できるものとする。				
		d) 太陽光発電装置及び風力発電装置を設置する場合は、自然エネルギーの有効利用、安全性及び保全性を考慮して、適切なスペースを確保する。				
	(エ) 交換機室	a) 交換機室は、装置の拡張性、保守性、安全性等が確保できるように、交換機等が収容できる室とする。				
	(オ) 配線スペース	配線スペースは、施工性及び保全性が確保できるように、以下のとおり計画する。				
		a) 分電盤、端子盤等を集約して収容し、幹線の経路及び負荷の中心になるように検討する。				
		b) 機器増設時の拡張等が容易に行えるように面積を確保し、廊下等の通路に面した位置とする。				
		c) 不燃材料で区画し、延焼を防止できるスペースとする。				
	(3) 機械設備		*****	*****	**	**
	ア 給排水衛生設備		*****	*****	**	**
	(ア) 基本事項	a) 給排水衛生設備は、建築基準法、消防法等の関係法令の定めるところにより、施設利用者の衛生環境、安全性及び環境保全性の確保が図られるよう計画する。				
		b) 設備方式は、以下に示すところにより選定する。	*****	*****	**	**
		・必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストの低減が図られるように検討する。				
		・省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するように検討する。				
		・施設の規模、用途、管理体制等を考慮し、施設の運用及び保守管理が容易に行えるように検討する。				
		・施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる給水・排水設備の機能を確保できるように検討する				
		c) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	(イ) 衛生器具設備	d) 市場施設の卸売場及び仲卸売場、食品衛生検査所は、水質汚濁防止法及び下水道法における「特定施設」に該当するため、生活排水とは異なる排水基準が適用されることに留意する。				
		a) 利用者の快適性、耐久性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とする。				
		b) 一般トイレは、男子用と女子用に区別する。				
		c) 誰もが快適に利用できるようにユニバーサルデザインに配慮する。				
		d) 各部門施設内には、川崎市福祉のまちづくり条例に則り「車椅子使用者用便房」を備えた便房を1以上設置する。				
		e) 管理部門施設には、川崎市福祉のまちづくり条例に則り「車椅子使用者用便房」「オストメイト用設備を有する便房」「乳幼児用設備を有する便房」の機能を備えた便房（多機能トイレ）を1以上設置する。（それぞれの便房は兼ねてもよい。）なお、設置に当たっては年齢や性別等に関わらず利用しやすい配置、出入口の位置となるよう配慮する。				
		f) 小便器は子どもの利用にも配慮したストール型の自動洗浄とする。				
		g) 各トイレの洗面器のうち、1以上は手すりを設ける。				
		h) 多くの人が利用する箇所については、非接触型の自動水栓、自動石けん供給栓及びハンドドライヤーを設ける。				
		i) 車椅子使用者用便房等、個別機能トイレの洗面では給湯が使用できるよう計画する。				
		j) 擬音装置等、利用者の快適性に配慮した設備を導入する。				
	(ウ) 給水設備	a) 給水設備は、必要水量を必要圧力で、衛生的に供給できるように計画する。市場施設は食品衛生法に基づく施設となるため、汚染等の水質劣化が生じないように注意する。				
		b) 水道利用に関する契約は、使用者単位の個別契約とし、それぞれの使用場所にメーターを設置する。利用契約に当たって必要となる加入金はPFI事業者の負担とする。ただし、現在の市場施設の加入金を新たな加入金の一部に充てることは可能とする。				
		c) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等の給水設備の整備は水道メーター設置を考慮した位置までの配管（バルブ止め）とし、以降の工事は場内事業者が行う。				
		d) 給水方式は、施設の規模、用途等を考慮して選定する。				
		e) 雨水の利用の推進に関する法律等に基づき、雨水利用設備を設ける場合の給水設備は、上水と雑用水の2系統で計画する。				
		f) 配管経路は、最も合理的な経路となるように計画する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		g) 災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な給水機能を確保できるように計画する。				
(エ) 雨水利用・排水再利用設備	a) 雨水利用設備は、雨水の利用の推進に関する法律その他の関係法令等の定めるところによる。					
	b) 排水再利用設備は、水資源の有効活用、経済性等を考慮して計画する。					
(オ) 給湯設備	a) 給湯設備は、必要温度及び必要量の湯を必要圧力で、衛生的に供給できるよう計画する。					
	b) 給湯方式は、湯の用途、使用量等を考慮して選定する。					
	c) 配管経路は、最も合理的な経路となるよう計画する。					
(カ) 排水・通気設備	a) 排水・通気設備は、滞留することなく速やかに、かつ、衛生的に排水できるよう計画する。					
	b) 排水設備は、原則として重力式とする。					
	c) 屋内の排水管は、衛生上の支障がない場合は、原則として合流式とする。					
	d) 配管経路は、最も合理的な経路となるよう計画する。					
	e) 災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な排水機能を確保できるように計画する。					
	f) 関連商品売場等の飲食店からの排水は、除害施設を設置し、屋外排水設備に接続する。					
(キ) 消火設備	a) 消火設備の設置対象及び種類は、消防法関係法令の定めるところによる。					
	b) 情報・通信等設備室、重要品保管倉庫等で火災による被害を最小限にとどめる必要がある各室には、消火設備の設置を検討して計画する。					
	c) 不活性ガス消火設備を設置する場合の消火剤は、人体や環境への影響を考慮して選定する。					
(ク) ガス設備	a) ガス設備は、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の関係法令の定めるところによる。					
	b) 本事業におけるガス設備の整備は、各部門に設置する事務所及び関連店舗、管理部門施設における給湯設備用の供給とし、空調設備及び発電設備等への供給はPFI事業者の提案とする。					
	c) ガスに関する契約は、使用者単位の個別契約とする。					
	d) 場内事業者が許可を得て専用使用する売場等のガス設備は、区画ごとに個別契約を行うものとする。整備はガスメーター設置を考慮した位置までの配管（プラグ止め）とし、以降の工事は場内事業者が行う。					
イ 空調・換気設備			*****	*****	**	**
(ア) 基本事項		a) 空調設備及び換気設備は、建築基準法、消防法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の関係法令の定め				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	るところにより、熱環境、空気環境、安全性、信頼性及び環境保全性の確保が図られるように計画する。				
	b) 設備方式は、以下に示すところにより選定する。	*****	*****	**	**
	・必要な機能を確保するとともにライフサイクルコストの低減が図られるように検討する。				
	・省エネルギー・省資源、長寿命、リサイクル等が可能なものの採用を図り、環境負荷の低減に資するように検討する。				
	・施設の規模、用途、管理体制等を考慮し、施設の運用及び保守管理が容易に行えるように検討する。				
	・施設の規模、用途等に応じて、災害等による被害の軽減を図るほか、ライフラインが途絶した場合においても必要となる空調機能が確保されるように検討する。なお、災害応急対策活動が必要な施設では、災害応急対策活動上必要な空調機能を確保する。				
	・エネルギー等の適切な系統分けにより、計測、計量等が行えるように検討する。				
	c) 設備容量・数量等は、実績データ及び概略計算により適切に算定する。				
	d) エネルギー源は、各エネルギーの供給事情を踏まえ、経済性及び周辺環境保全のほか、施設の運用等を総合的に検討して選定する。				
(イ) 熱源設備	a) 熱源設備は、冷熱源機器及び温熱源機器との組合せ方式又は冷温熱源同一機器による方式とし、負荷特性に応じて機器の台数分割、蓄熱システム、排熱回収システム等の採用を検討して選定する。				
	b) 熱源機器は、性能特性、耐久性、信頼性、保全性、運転資格者の要否、電力負荷の平準化等を検討して選定する。				
	c) 場内事業者が設置する事務所等の空調設備、売場等の低温化設備の熱源機器を設置する場所についても本事業において整備する。				
	d) 熱源機器は、屋外等の十分な外気との熱交換が行える場所に設置し、排熱を屋内に排出しない。				
(ウ) 空調設備	a) 空調設備は、適正な熱環境（温度、湿度、気流）及び空気環境（空気清浄度）を保持できるように計画する。				
	b) 空調のゾーニングは、温湿度条件、使用時間・用途、負荷傾向、階層、方位等を考慮して計画する。				
	c) 空調方式は、ゾーニング計画を基に、室内環境の快適性、室内環境維持の機能性、搬送エネルギー低減等を検討して選定する。				
	d) 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮して配置する。				
	e) 結露等が予想される場合は、外気処理空調設備等の設置を検討する。				

項目		要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	(エ) 換気設備	f) 配管及びダクト経路は、最も合理的な経路となるように計画する。				
		a) 換気設備の設置対象室及び換気量は、建築基準法等の関係法令の定めるところによる。				
		b) シックハウス対策のために必要な換気量を確保し、空気清浄度満たす換気システムとする。				
		c) 換気設備は、室内空気の浄化、熱の排除、酸素の供給及び水蒸気の排除を行い、室内環境を適正に保持できるように計画する。				
		d) 換気設備は、平面的に広がる施設特性を考慮した計画とする。また、重力換気の採用など自然換気の導入を図る。				
		e) 換気方式は、換気対象室の用途及び換気対象要因に基づき選定する。				
		f) 外気取入口及び排気口の位置は、周囲への影響等を考慮して配置する。				
		g) ダクト経路は、最も合理的な経路となるように計画する。				
	(オ) 防火設備	a) 火災の拡大防止対策として、以下に示す部分には、有効な位置に防火設備を計画する。				
		・面積区画、堅穴区画、異種用途区画等の防火区画。なお、防火区画の必要部分は、建築基準法等の関係法令の定めるところによる。				
		・延焼のおそれのある部分。				
		・その他多量の火気を使用する室等の出火の危険性が高い部分。				
		b) 防火区画の開口部には、建築基準法の定めるところによる防火設備を計画する。				
		c) ダクト、配管等は、防火区画を貫通する部分が少なくなるように計画する。				
	(カ) 排煙設備	a) 排煙設備の設置対象及び排煙風量は、建築基準法等の関係法令の定めるところによる。				
		b) 排煙方式は、自然排煙とする。ただし、自然排煙が困難な場合は、機械排煙とすることができる。				
		c) 同一防煙区画においては、自然排煙と機械排煙を併用してはならない。				
		d) 居室と廊下、廊下と階段室等は、それぞれ別の防煙区画とする。				
	ウ 冷蔵・冷凍設備	a) 冷蔵・冷凍方式は、保管温度、保管方法及び保管量に応じ、適宜計画する。				
		b) 冷蔵・冷凍機器には結露対策を行う。				
	エ 搬送設備		*****	*****	**	**
	(ア) エレベーター設備	a) エレベーターは、建築物の規模、用途、利用人数等に応じて交通需要を予測し、適切な台数となるように計画する。				
		b) 高齢者、障害者等が円滑に利用できるエレベーターの設置基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等の関係法令の定めるところによる。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
		c) エレベーターは、ロープ式又は油圧式エレベーターとする。			
		d) エレベーターは、建築物の規模、用途等に応じて十分な耐震性能を確保するとともに、非常時の安全性及び早期の復旧を考慮して計画する。			
	(イ) 荷物用エレベーター設備	a) 荷物用エレベーターは、最大物流量に応じた必要台数を計画する。			
		b) カゴ寸法は、ターレットが乗車し運搬可能なものとする。			
		c) カゴ内には、監視カメラを設置し、運搬車衝突対策を施す。			
	オ 機械設備諸室	*****	*****	**	**
	(ア) 基本事項	a) 設備スペースは、施設の位置、規模及び構造に応じて、将来計画を考慮して機器を適正に配置できるように計画する。			
		b) 機械設備諸室の配置は、津波、洪水等の浸水のおそれのある場合は、必要に応じて所要の設備機能を確保できるように計画する。			
		c) 地中埋設物は、不等沈下のおそれがある場合は、必要に応じて被害を防止するように計画する。			
	(イ) 空気調和設備	a) 空気調和機の設置場所は、振動、騒音等が隣接する部屋等へ影響を与えないように計画する。			
		b) 各階を垂直に貫通する主ダクトは、原則として耐火構造のシャフト内等に収めるように計画する。			
	(ウ) 換気・排煙設備	a) 排気用送風機は、ダクト系の末端側に設け、吐出側のダクトがなるべく短くなるように計画する。			
		b) 給気用送風機は、ダクト系の起点側に設け、吸込側のダクトがなるべく短くなるように計画する。			
		c) 排煙機及びその電動機は、原則として換気設備を設けた耐火構造の屋上機械室等に配置するように計画する。			
		d) 排煙機は、その系統内の最も高い位置にある排煙口より高い位置に配置するように計画する。			
		e) 各階を垂直に貫通する主ダクトは、原則として耐火構造のシャフト内等に収めるように計画する。			

6 外構計画

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
(1) 一般事項	外構計画に当たっては、敷地形状や隣接地等の状況を十分に考慮するとともに、外構に係る諸施設の耐久性や美観に配慮する。				
(2) 通路	a) 入出荷の動線に該当する主要な通路の幅員は、8m以上とし、円滑な通行と入出荷が可能となる通行帯と停車帯を必要数確保する。				
	b) 通行区画線、停止線、規制や禁止等が明らかとなるよう標示する。				
	c) 夜間の車両通行等が安全に行えるよう、照明設備を適切な位置、照度を確保				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	し、設置する。なお、これら照明設備は、周辺地域への光害とならないよう留意し設置する。				
	d) 一般利用者の通行を計画する通路には歩道を設置し、歩車分離を行う。				
	e) 構内通行規制に応じた標識を設置する。また、臨時の通行規制に対応できる仮設標識を準備する。				
	f) 通路の交差点や出入口周辺、建物の死角等、通路の通行に支障を来す場所には、カーブミラーや停止線、ハンプ等を設置し、事故防止策を講じる。				
	g) 現在設置している門扉をすべて改築する。また、新たな出入口を設ける場合は、門扉を設置する。				
(3) 駐車場		*****	****	**	**
ア 共通事項	a) 駐車場及び積込所等の車両駐車場所は、荷の搬入・搬出が円滑に行えるよう配置する。				
	b) 買出人用及び一般来場者用駐車場については、管制システムによる時間制課金を行い、不適切な長時間利用を防止する対策を講じる。				
	c) 時間制課金の利用料金については、管理事務所等において減免処理を行う場合があるため、減免処理を行う機器を設置する。				
	d) 各駐車区画には、駐車区分を示す図・名称等、管理区分番号の表示を行う。				
イ 駐車場設置数	a) 駐車場は、各部門の配置等に応じ適切に配分し、下表の区分の台数を設置する。	別添のExcel ファイルの様式に記入してください。			
	b) 場内事業者の通勤者、商談等の来訪者等が使用する駐車場は、平面式駐車場のほか、自走式立体駐車場を採用することも可能。				
	c) 買出人用駐車場は、各部門の利用実態に配慮し、適宜分散して設置する。				
	d) 一般利用者用駐車場は、市場内における荷動線と分離し、関連商品売場部門に近接する位置に設置し、車両通行の輻輳が発生しないよう配慮する。				
	e) 大型貨物車用駐車場に洗車設備を設置する。				
(4) 駐輪場	a) 各部門の利用に配慮して、駐輪場を配置する。				
	b) 駐輪台数は、自転車は約 120 台、オートバイ・原付は 60 台程度とする。				
	c) 盗難防止策としてチェーンロック等を固定するための金具等を設置する。				
	d) 駐輪場は、雨対策として屋根等を設置する。				
(5) 構内舗装	a) 構内舗装は、大型車両の通行に対して十分な耐久性を持ち、通行の安全性、円滑性及び快適性が確保されたものとする。とともに、地域性、景観性及び環境保全性を考慮したものとする。				
	b) 構内舗装の設計は、交通条件、基盤条件、環境条件、経済性等を考慮して行う。				

項目	要求水準	要求水準達成に係る提案内容	参照様式	提出確認	市確認
	c) 既設の構内通路を存置する場合は、舗装の打換えを行う。				
(6) 排水	a) 構内の雨水は、敷地外の下水道等に排水することを基本とし、必要に応じて雨水貯留浸透施設により構内で処理する。				
	b) 構内の雨水は、地表面から直接敷地外に流出させず、構内の雨水排水設備により適切に集水し、排水できるよう計画する。				
	c) 雨水排水設備（側溝、管きょ及び柵）は、施設が立地する地域の降雨量等を考慮し、十分な排水能力を確保したものとす。				
	d) 大型トラック等の通行がある場所に設置する雨水排水設備（側溝、管きょ及び柵）は、耐荷重性能を高めるなど十分な耐久性を確保する。				
	e) 雨水が舗装面等に溜まらないよう、舗装面等の排水の方向、勾配等を計画する。				
ア 排水区に応じた雨水排水処理	市場用地は、土橋排水区と平瀬川排水区の2つの排水区に分かれているため、雨水排水の放流は排水区に応じた計画とする。なお、集水範囲及び放流先については、市との協議により決定する。				
イ 雨水流出抑制施設	市が雨水対策として策定している「雨水流出抑制施設技術指針」に基づく、雨水流出抑制施設を設置する。				
ウ 汚水排水に関する処理	a) 公共下水道へ放流する工程系排水は、原水槽、自動スクリーン装置設備を設け放流する。				
	b) 下水道法及び川崎市下水道条例に規定する水質基準、放流量等を監視する設備を設け、維持管理業務において水質モニタリングを行う。				
(7) 屋外照明	a) 周辺地域への光害に配慮した上で、本施設の防犯、安全等を考慮した屋外照明設備を設置する。				
	b) 屋外照明設備は、車両等の衝突による破損が生じないよう配慮する。				
(8) 植栽					
ア 既存樹木の扱い	既存樹木については、樹勢や密度の状況から間伐や剪定の必要性がある場合を除き、伐採等を行わず存置する。ただし、新たな緑地整備を行う場合、施設整備上やむを得ない場合は、その限りではない。なお、伐採等の必要がある場合においても、可能な範囲で移植を検討する。				
イ 緑化	事業対象用地は、「川崎市緑化指針」に基づき、建築敷地面積の10%以上の緑化面積を確保し、できる限り20%以上の緑化面積の確保に努める。				